

犯罪捜査報償費等返還請求控訴事件判決に対するコメント

平成21年9月10日 仙台市民オンブズマン

本判決は、「財務会計上の行為ではない横領」と「財務会計上の行為である横領」という概念を持ちだしているが、明らかにおかしい。そもそも、財務会計行為は横領は予想しておらず、「財務会計上の行為である横領」などという概念はありえない。存在するのは「財務会計上の行為を装った横領」だけであり、「財務会計上の行為」と「横領行為」は連続して行われっていても、峻別されるべきである。

本件で「横領」と評価されるのは、資金前渡職員が捜査員に現金を渡さずに裏金にプールしたことであり、これは財務会計上の行為でも何でもない。単なる横領行為である。会計課長・出納局長から所属長・資金前渡職員への資金前渡行為（これは財務会計行為である）とこの横領行為が連続していたとしても、これらを一連のものとして「財務会計上の行為」と捉えることは誤りである。

そもそも、自治体の不正経理はすべて財務会計上の行為を装っている。公金支出の末端において不正が行われた場合に、背後に不正でない財務会計上の行為が控えていることを理由に、期間制限を及ぼして市民の追及を免れさせるのは不当である。

オンブズマンとしては、上告を検討する。

以上